

届出者・工場等・検査設備に関して変更があった場合

⇒ 届出書記載事項変更届の提出が必要です。(法第46条第2項において準用する法第42条第1項)(特定計量器届出修理事業)

届出書記載事項変更届の「2 変更のあった事項」に記載する内容及び変更を証する書面等

変更内容(法第46条第1項の各号の変更事項)		「2 変更のあった事項」の記入例		変更を証する書面等	備考
届出者に関する変更	第1号 ★届出者の氏名・名称・住所を変更 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	法人	名称 届出者の名称の変更 (新)〇〇〇〇株式会社 (旧)〇〇〇〇株式会社 住所 届出者住所の変更 (新)東京都〇〇区〇〇〇△丁目△番△号 (旧)東京都〇〇市〇〇〇△丁目△番△号 代表者の氏名 代表者氏名の変更 (新)代表取締役 〇〇 〇〇 (旧)代表取締役 〇〇 〇〇	・履歴事項全部証明書などの登記事項証明書等	★法第41条の承継に該当する場合(法第46条第2項準用) ・この変更届の他に、別途指定の様式による証明書が必要です。(裏面参照)
		個人	氏名 届出者氏名の変更 (新)〇〇 〇〇 (旧)〇〇 〇〇 住所 届出者住所の変更 (新)東京都〇〇区〇〇〇△丁目△番△号 (旧)東京都〇〇市〇〇〇△丁目△番△号	・住民票	★届出者の氏名を変更する場合(届出者本人が氏名を変更する場合を除く。) ・法第41条(法第46条第2項準用)の承継に該当するため、この変更届の他に別途指定の様式による証明書等が必要です。(裏面参照)
事業所に関する変更	第3号 ★事業所(※1)の名称・所在地を変更 当該特定計量器の修理をしようとする事業所の名称及び所在地	変更	名称 事業所名称の変更 (新)〇〇〇〇事業所 (旧)〇〇〇〇事業所 東京都〇〇区〇〇町△丁目△番△号 所在地 事業所所在地の変更(〇〇事業所) (新)東京都〇〇区〇〇〇町△丁目△番△号 (旧)東京都〇〇市〇〇町△丁目△番△号	①住民票又は登記事項証明書等、名称、所在地を確認できるもの ②検査設備の配置、保管場所、作業場所を記した書面(配置図等)	★届出の事業所が多数存在する場合は一覧表を添付して下さい ・事業所により事業区分が同一でない場合、異なる場合は、その旨がわかるようにして下さい。 ★事業区分に係る全ての事業所を廃止する場合 ①事業廃止届を提出して下さい。 ②東京都内に所在する全ての事業所を東京都から他の道府県に移転する場合も事業廃止届を提出して下さい。
		追加	名称 事業所の追加 〇〇〇〇事業所 東京都〇〇区〇〇町△丁目△番△号 ※追加する事業所で使用する検査設備の届出も必要	①住民票又は登記事項証明書等、名称、所在地を確認できるもの ②設備を証する書面(検査設備の変更に準ずる書面)	
		一部廃止	名称 廃止した事業所 〇〇〇〇事業所 東京都〇〇区〇〇町△丁目△番△号 ※使用していた検査設備を別の事業所で使用する場合は検査設備の変更届も必要	・廃止したことを確認できるもの	
検査設備の変更	第4号 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数(※経済産業省令:規則第5条第2項)を変更	検査のための器具、機械又は装置の変更 (新)・・・ (旧)・・・ ↑計量法施行規則別表第1の「検査のための器具、機械又は装置」の欄に該当する設備の新旧内容を記載する。	検査設備を証するもの ①基準器検査成績書等 ②設備一覧表、設備台帳等 ③配置図、平面図等 ④検査設備の貸借契約書写しなど	★届出の事業所が多数存在する場合 ・一覧表を添付し、変更の対象となる事業場を提示して下さい。 ★複数の検査設備を届出(所有)している場合 ・変更後の検査設備の一覧も添付して下さい。 ★質量標準管理マニュアルの承認を受けている場合 ・検査設備の変更内容が質量標準管理マニュアルに影響する場合は、質量標準管理マニュアルの変更届も必要となります。	

※1 事業所:計量法で規定されている当該特定計量器の修理をしようとする事業所

※2 複数の事業区分を届けている場合でも同一の変更届様式により提出しても差し支えありません。事業区分により変更事項が異なる場合には、対象が明らかになるようにして下さい。

届出に係る事業を承継した場合 ⇒ 届出書記載事項変更届の他に次の書面が必要になります。
 (法第41条、第42条第2項、施行規則第7条第2項。(法第46条第2項及び規則第13条準用))

規則第7条第2項の各号(第13条準用)		承継内容を証する書面等	
	規則第7条第2項	承継の内容(変更の事由)	
法人	第1号	譲渡による地位の承継	次の両方の書面 ①事業譲渡証明書(様式第4) ②登記事項証明書
	第4号	合併による地位の承継	・承継した法人の登記事項証明書
	第5号	分割による地位の承継	次の両方の書面 ①事業承継証明書(様式第6の2) ②その法人の登記事項証明書
個人	第1号	譲渡による地位の承継	・事業譲渡証明書(様式第4)
	第2号	相続による地位の承継 ～相続人が2人以上の相続人全員の同意により選定された者～	次の両方の書面 ①事業承継同意証明書(様式第5) ②戸籍謄本
	第3号	相続による地位の承継 ～相続人が上記第2号の相続人以外の者～	次の両方の書面 ①相続証明書(様式第6) ②戸籍謄本

承継に係る届出に必要な書類 ⇒ 「届出書記載事項変更届」+「承継内容を証する書面」

事業の廃止

⇒届出に係る事業を廃止したときは、様式第7(規則第13条準用の第9条)による事業廃止届の提出が必要です。(法第45条(法第46条第2項準用))

変更届・廃止届及び添付書類の提出部数(電気計器に係る事業を除く)(特定計量器届出修理事業)

	提出書類	提出部数		提出先(規則第7条第1項)	備考
		部数	内訳		
変更	届出書記載事項変更届	2通	正本1通、副本1通(副本に東京都計量検定所の受付印を押印して返却)	東京都計量検定所へ提出	★全ての事業所を東京都から他の道府県に移転する場合 ・東京都に事業廃止届を提出し、移転先の道府県に新たに修理事業を届け出て下さい。
	検査設備の変更に関する書面	2通	上記届出書記載事項変更届に添付		
	検査設備の貸借契約書等	1通	正本写し1通		
	住民票又は登記事項証明書	1通	正本1通		
	承継	様式による証明書	2通		
	戸籍謄本、登記事項証明書	1通	正本1通		
廃止	事業廃止届	2通	正本1通、副本1通(副本に東京都計量検定所の受付印を押印して返却)		

※1 事業所:計量法で規定されている当該特定計量器の修理をしようとする事業所